

令和3年2月15日

保護者 各位

東日本国際大学附属昌平中学高等学校
校長 唐木 義則

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について

春寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日行われた福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、令和3年2月14日（日）で緊急対策期間を終了することが示されました。これに伴い「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応をレベル2からレベル1に移行することといたします。

つきましては、学校として危機意識を維持しつつ、適切な感染症対策を行ったうえでの学習活動を実施することといたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 移行期間の対応（令和3年2月15日（月）から2月21日（日）まで）

- （1）感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）について、適切な感染症対策を行ったうえで、徐々に実施する。
- （2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会および県大会での宿泊は可能とする。
- （3）練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施する。

2 移行期間後の対応（2月22日（月）以降）

- （1）感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）について、適切な感染症対策を行ったうえで、徐々に実施する。
- （2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染対策を行ったうえで実施可能とする。
- （3）練習試合や合同練習会等を実施可能とする。

3 すでに実施している対応の継続

- （1）緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む）への不要不急の往来は自粛する。
- （2）大学入試や就職試験、各種全国大会等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底する。
- （3）発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒は自宅で休養することを徹底する。また、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も登校させないようにする。

（問い合わせ） 副校長 那須健二 0246-57-1123